

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	18	7.4%	課長 室長 局長 所長 参事 技監 計	11 1 2 1 2 1 18	18	7.4%	課長級
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 認定こども園園長の職務	23	9.4%	課長補佐 局長補佐 副所長 検査監 園長 計	19 1 1 1 1 23	23	9.4%	課長補佐級
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 園長、副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	63	25.8%	主幹 係長 主査 園長 副園長 教頭 主幹保育教諭 主任保育士 主任教諭 主任栄養士 主任保健師 指導主事 主任水道技師 計	2 16 19 2 2 1 7 4 1 1 4 1 3 63	63	25.8%	係長級
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	40	16.4%	主事 技師 教諭 保健師 業務士 運転士 業務主任 主任用務員 調理主任 計	17 3 1 3 10 1 1 2 2 40			
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	41	16.8%	主事 技師 保育士 業務員 用務員 調理員 計	29 4 4 1 2 1 41	140	57.4%	係員級
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	59	24.2%	主事 技師 保育教諭 保育士 教諭 管理栄養士 計	44 4 5 3 1 2 59			

244 100%

244 244 100%